

小鹿総政第327号

令和3年11月10日

各課所長様

小鹿野町長 森 真太郎

令和4年度小鹿野町予算編成方針について（通知）

令和4年度予算編成方針を別紙のとおり定めたので、小鹿野町予算規則第5条の規定に基づき通知する。

令和4年度予算編成方針

1 国県の予算編成の動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、ポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速させることが今後の課題であるとし、グリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方創り、少子化の克服・子供を産み育てやすい社会の実現について、次なる時代をリードする成長を生み出す4つの原動力として、投資を重点的に促進するとともに、新たな時代に向けた人材育成、働く人がやりがいと生産性を共に高められる働き方改革、セーフティネットの強化、強靱なサプライチェーンの構築など成長を支える基盤づくりを進めるとしている。

また、埼玉県の令和4年度予算編成方針では、感染症対策の継続を想定しながら、ポストコロナを見据えた施策を展開していく必要があるとして、誰一人取り残さない「日本一暮らしやすい埼玉」の実現、社会全体のDXに向けた取組の深化、持続可能な財政運営に向けた聖域なき改革を基本方針と定め、今後迎える人口減少社会や異次元の高齢化、更には自然災害の激甚化・頻発化など、起こりうる様々な社会変化を想定し、長期的な視点を持ち、課題の本質を捉えた効果の高い取組を行っていくとしている。

2 当町の財政状況と今後の見通し

当町の財政状況は、歳出において、これまでに実施してきた教育施設整備などの普通建設事業に多くの町債を財源として充ててきていることから、平成25年度以降、町債残高は年々増加しており、毎年度の借金返済にあたる公債費についても増加していて、令和2年度決算では平成26年度と比較し、約1億3,200万円増加している。そのほか、少子高齢化への対応による社会保障費の増加や老朽化した施設の修繕費などへ多くの費用を要している。一方、歳入では、令和2年度においては、財源不足分の充当元として財政調整基金の取り崩しを行っており、令和2年度末基金残高は10億6,800万円ほどに減少している。また、

令和3年度当初予算においても、庁舎建設事業や既存事業への財源不足分に対し、財政調整基金残高の約半分となる5億円を繰り入れなければ予算が組めない状況となっている。

今後の見通しについて、当町の出生数はここ数年40人前後で推移していたものが、令和3年度では20人と大きく減少する見込みであり、人口減少は今後急速に進んでいくことが予想され、自主財源の根幹である町税についても大幅に減少することは明らかである。また、歳入の約4割を占めている地方交付税においても、令和3年度で合併したことによる特例措置が終了したため、ますます厳しい財政運営となることが予測される。

こうした状況から、歳出においては、既存事業については実施している目的や求めている効果を再度確認し、費用対効果の検証を徹底的に行い、効果が見込めないと判断した事業は、担当課としてスクラップに向けた取り組みを積極的に行うとともに、経常的な経費についても職員全員が常に削減することを意識し、歳出抑制を推進していく必要がある。歳入においても、国や県の補助金制度を積極的に活用するほか、事業に関連する業界や団体などからの補助金の有無についても徹底的に調査を行い、企業版ふるさと納税の活用についても検討するなど、財源の確保に積極的に取り組むことが必要である。

3 予算編成基本方針

(1) 令和4年度予算は、第2次小鹿野町総合振興計画におけるまちの将来像である「文化の香り高く将来に躍動するまち」の実現に向け、次の基本目標に基づいた事業に積極的に取り組むこととする。

基本目標① 人口減少にまけない 小さくても輝き続けるまち

基本目標② 本町の自然や特性を活かした地域経済の創生

基本目標③ かがやく未来へ おがの人づくり

基本目標④ すべての世代に配慮された社会保障の充実

基本目標⑤ 快適で安心して暮らせる環境の整備

また、抱えている課題や新たな課題には、解決に向け積極的にチャレンジするとともに、事業の優先性、重要性、費用対効果等について、担当課だけ

ではなく、他課を交え様々な視点や意見を取り入れて十分に検証し、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、歳出削減を伴った予算要求となるよう努めること。

さらに、新型コロナウイルス感染症へは引き続き感染予防など対策を徹底するとともに、地域経済の活性化施策などポストコロナを見据えた各種施策の推進についても積極的に取り組むこと。

(2) 既存事業については、当初の目的が達成できた事業、実施効果の得られていない事業、民間で実施できる事業などの選別を行い、継続する必要性も含めてゼロベースで検討するとともに、各課横断的に対応可能な事業は相互連携し整理統合するなど、事業の削減に取り組むこと。

(3) 新規事業については、財源のないものは原則認めない。国や県、事業に関連のある業界や団体からの補助金、企業版ふるさと納税などを検討し、財源確保に努めること。財源のある事業についても、事業の必要性、実施規模及び効果をあらゆる視点から検証し、全体計画の作成や見直しなどを行い、後年度負担を十分に精査すること。

(4) 事業実施にあたっては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を十分に図ったうえで、漠然と実施するのではなく、町民ファーストを心がけ、町民と協働・協創のまちづくりを目指し、課題の解決にむけて基本理念推進の3S（スピード・スマイル・スリム）を念頭に、事業執行に努めること。

(5) 投資的経費及び施設等の修繕費については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を踏まえ、今後の施設維持管理について統廃合も含め検討し、方向性や優先順位を決めること。新庁舎の建設事業が開始されていることから、真に必要な事業に経費をかけるよう、町民の安全確保等に資するものを除き、急を要さない事業は、後年度に先送りするなど計画的かつ柔軟に対応すること。

また、町債残高も増加していることから、公債費の負担が後年度の財政運

営に大きく影響することを念頭に、財源を安易に起債に頼るのではなく、国県等の補助制度をよく検証し、財源の確保に努めること。やむを得ず起債をする場合は、起債に必要な各種計画の作成及び調整を図ること。

(6) 施設の維持管理費等に要する経費については、経常的な経費であることから、その費用について適正かどうか検証し、廃止・縮小できるものは、積極的な歳出削減に努めること。特に、当初の目的を達成した空き公共施設の利活用等（解体撤去を含む）については、スピード感を持って取り組むこと。

(7) 補助金・負担金については、透明性・公平性を確保しながら、必要性や効果を十分検証し、減額や廃止も含めて総合的に判断すること。

特に、団体への運営費補助的な補助金については、前年踏襲とするのではなく、根拠となっている要綱やその団体の存在意義などを十分検証するとともに、決算書等を細かく点検し適正な補助額の算出等、団体の統廃合も含めた検討を行うようお願いしたい。

(8) 借地については、現状を把握するとともに、借地である必要があるかどうか十分検証し、不必要なものにあっては契約期間が満了する前から、返還できるよう調整すること。

また、町有地は、町の大切な財産であることから、土地の有効活用を図る必要があるため、未利用で売却可能な場合は公売し財源を確保するなど、積極的な利活用に努めること。

(9) 歳入に関しては、依存財源の多い本町にとって、予算編成の重要な要素となるため、法律改正や制度改正に伴う国、県の動向を注視しながら情報収集を行い、できるだけ正確な額を要求するとともに、有利な補助金の発掘・活用に努めること。特に、地方創生に係る交付金については積極的に活用すること。

なお、町税に関しては、自主財源の根幹をなすものであることから、税負担の公平性の確保はもとより、収納率の向上のため、徴収対策の充実に努め

ること。

また、使用料・手数料については、過去の利用実績から使用料等を見積もるとともに、使用料の増加を目指した魅力ある施設の運営に努めること。

- (10) 特別会計及び企業会計についても、一般会計と同様な扱いとするが、独立採算の原則があることから、中長期的な視点で安定した経営が行えるよう徹底した効率化及び経営の健全化に取組み、より一層経営基盤の強化に努めること。

特に企業会計の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないことから、歳入に見合った予算とすること。ただし、病院事業会計については、地域の中核医療施設であり、町民をはじめ、地域住民の安全で安心な暮らしの確保に欠かせない施設であることから、必要経費については十分精査し、適切な見積りをするよう努めること。

一般会計からの繰出金については、法定内によるものは制度をよく理解し正確な数値を要求すること。法定外の繰出金については、県からも極力無くすよう指導を受けていることから、繰出金に頼ることのないよう、経営計画等策定するなど、経営の健全化に努めること。

4 予算要求書の提出等

事務的な取扱いに関しては、別途総合政策課長から各課所長あてに通知する。